

貨幣価値の変動に対する罰金刑の調整

永田憲史

- 一、問題設定
- 二、我が国における立法及び立法案
- 三、ドイツ戦間期の対応
- 四、アメリカ合衆国における対応
- 五、貨幣価値の変動に対する調整

一、問題設定

罰金刑の場合、死刑や自由刑などの他の刑事制裁とは異なり、金銭の支払を内容とするものであるため、ある犯罪類型において罰金刑が法定刑とされた後や行為者に罰金刑が賦科された後、貨幣価値の変動により、財産的苦痛の量が実質的に変化することとなる。すなわち、(a) インフレーションにより貨幣価値が下落したにもかかわらず、法定刑や賦科額が何ら調整されない場合、行為者が被る苦痛の量が実質的に減少し、当初予定した財産的苦痛を与えることができないこととなってしまう。逆に、(b) デフレーションにより貨幣価値が上昇したにもかかわらず、法定刑や

貨幣価値の変動に対する罰金刑の調整

賦科額が何ら調整されない場合、行為者が被る苦痛の量が実質的に増加し、当初予定していたよりも大きな財産的苦痛を与えることとなってしまふ。

このような現象は、① 賦科段階、すなわち、貨幣価値の変動により、立法時に妥当とされた法定刑の幅の中では、もはや実質的に適切な量刑ができない場合、② 徴収・執行段階、すなわち、賦科段階で妥当とされた賦科額が、貨幣価値の変動により、もはや実質的に適切な額とは言えない場合に問題となる。このうち、① 賦科段階の問題は、中・長期的な貨幣価値の変動においても、短期的な貨幣価値の変動においても、顕在化しやすいものである。これに對して、② 徴収・執行段階の問題は、短期的な貨幣価値の変動、特に大幅な貨幣価値の変動の際に顕在化しやすいものである。もつとも、いずれの問題も、厳密には、期間や程度を問わず、およそ貨幣価値が変動する場合に生じることとなる。

従つて、法定刑とされた罰金刑の多額と寡額が想定したよりも重くなつたり、軽くなつたりするため、経済的狀態などの行為者の事情をいかに精密に斟酌して罰金額を算定したとしても、時間の経過により公正さが失われてしまふこととなつてしまふ。

別稿で検討したように、罰金刑の量定にあつては、(1) 賦科段階において、行為者の行為責任の量を表示・表現することを重視しつつ、徴収・執行段階において、行為者の事情を考慮して可能な範囲で応報・報復を達成するといふ罰金刑の目的に適うものであることと、⁽¹⁾ (2) 憲法三二条から導き出される実体的デュー・プロセス (substantive due process) の観点から、行為者の法益剝奪に着目して公正・公平な量定を行なうことが要請される。⁽²⁾ それゆゑ、量定の第一段階では、行為者の事情を斟酌することなく、行為責任の量だけを「行為責任額」として金銭によつて表

示・表現すべきである。行為責任額を直ちに全額支払えない行為者は、量定の第二段階として、減額、支払猶予（延納）、分割払（分納）など、支払内容の変更の申立てを行なうことができるようにすべきである。⁽³⁾従って、(a) インフレーション時にも、(b) デフレーション時にも、①賦科段階でも、②徴収・執行段階でも、罰金刑の目的に適った、公正・公平な量定を行なう必要がある。

これまでの我が国の貨幣価値の変動の状況について、消費者物価指数などを手掛かりに概観すると、西南戦争（明治一〇年～一八七七年）、日清戦争（明治一七年～二八年～一八九四年～一八九五年）、日露戦争（明治三七年～三八年～一九〇四年～一九〇五年）、第一次世界大戦（大正三年～七年～一九一四年～一九一八年）を契機にその前後の五年ほどで三〇%～二三〇%のインフレーションとなり、その後六%～三三%のデフレーションとなることが繰り返されてきた。⁽⁴⁾その後、第二次世界大戦（昭和一六年～昭和二〇年～一九四一年～一九四五年）を契機に極度のインフレーションが進行した。昭和二二年～昭和二〇年（一九三七年～一九四五年）には、約一二〇%のインフレーションとなった。敗戦後のインフレーションはさらに凄まじく、昭和二〇年には年率約三三〇%、昭和二二年には年率約三九〇%となり、昭和二〇年～二五年（一九四五年～一九五〇年）には、一七〇〇%のインフレーションとなった。⁽⁵⁾その後は、第一次石油危機（昭和四八年～一九七三年）を契機に昭和四九年（一九七四年）に年率二〇%のインフレーションとなったことを除いては、おおむね緩やかなインフレーションが継続してきた。⁽⁶⁾バブル経済崩壊後の平成一〇年（一九九八年）以降、わずかながらデフレーションが続いたものの、⁽⁷⁾近時、デフレーションが終息しつつあるとの見方が強くなってきている。⁽⁸⁾日本銀行が景気対策の名目でこれまでにない規模で断続的に量的緩和を行なった際には、ハイパー・インフレーション（hyperinflation）が生じかねないとの懸念も示されていた。⁽⁹⁾従って、我が国の

経済は、第二次世界大戦後だけを見ても、ハイパー・インフレーションから緩やかなデフレーションまでを経験しており、今後もそうした可能性を有していると言えよう。

今日に至るまで、我が国の議論においては、罰金刑について、(a) インフレーション時の①賦科段階の問題が意識されてきた。そして、それを解決するために、刑法の総則規定における罰金刑の寡額の引き上げと各犯罪類型の法定刑の引き上げが課題とされ、以下に紹介するような改正が行なわれてきた。また、別稿でも触れたように、啓蒙時代の罰金刑改革の中心的論者であるイタリアのフィランギエリ (Filangieri) も、(a) インフレーションへの対応だけを問題としていた⁽¹⁰⁾。しかし、先に示したような状況を考えると、罰金刑が時間の経過の中で公正さや公平性を維持するためには、大幅なものか緩やかなものかを問わず、(a) インフレーション時及び(b) デフレーション時双方の①賦科段階及び②徴収・執行段階両方の対応を総合的に検討し、準備する必要があるように思われる。そこで、以下ではまず、今日までにとられてきた方策について紹介した上で、その問題点を検討し、(a) インフレーション時又は(b) デフレーション時の①賦科段階又は②徴収・執行段階の全ての場合に应用できるかを明らかにすることとしたい。

- (1) 拙稿「罰金刑の目的」関西大学法学論集五六卷五二六号(二〇〇七) 一三二頁以下、一三九—一四七頁。
- (2) 拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令(二)・完」法学論叢一五三卷二号(二〇〇三) 一一二頁以下、一三三—一三四頁。
- (3) 拙稿「罰金刑の量定(二)・完」関西大学法学論集五七卷二号(二〇〇七) 五五頁以下、一〇一—一〇三頁。
- (4) 内田真人『デフレとインフレ』(日本経済新聞社、二〇〇三) 五〇—五六頁。インフレーションについては、それぞれ、明治九年—十四年(一八七六—一八八一年)、明治二五年—三二年(一八九二年—一八九八年)、明治三四年—四〇年(一九〇一年—一九〇七年)、大正四年—九年(一九一五年—一九二〇年)、デフレーションについては、明治一四年—一七年(一八八一—一八八四年)、明治三二年—三三年(一八九八年—一八九九年)、明治四〇年—四二年(一九〇七年—一九〇九年)、大正一〇年—昭和六年(一九二二年—一九三二年)の数值である。なお、西南戦争前後のみ、卸売物価指数による数值であ

る。

- (5) 内田・前掲注(4)五二—五二、五六—五八頁。
- (6) 内田・前掲注(4)五九—六六頁。
- (7) 内田・前掲注(4)二六—四一頁。
- (8) 会田卓司「賃金増加、『脱デフレ』の新局面」エコノミスト八五巻三号(二〇〇七)七七頁以下、七七—七八頁、「日本はデフレを克服・金融部門のリスク減少——ノワイエ仏中銀総裁に聞く——」金融財政九八〇三号(二〇〇七)一〇頁以下、一〇頁。
- (9) 「日銀の決断? 『量的緩和』が招き寄せる亡国のハイパー・インフレ」週聞東洋経済五六九〇号(二〇〇一)一一六頁以下、一一八—一九頁。量的緩和に加えて、原油高などの原材料費の高騰と地政学的なリスクの高まりなどにより、大幅な円安となることで、ハイパーインフレーションは加速することとなろう。
- (10) Siehe Dirk von Sells, Gerechte Geldstrafe: eine Konkretisierung des Grundsatzes der Opfergleichheit (1997), S. 49-51.

二、我が国における立法及び立法案

我が国においては、旧刑法(明治一三年太政官布告三六号)以来、総則規定に罰金刑に多額の規定はなく、多額は、各則の規定に委ねられてきた。旧刑法において、罰金刑は、減輕前で二円以上であった(同法二六条)。その後、明治二三年改正刑法草案は、これを引き上げ、減輕前で五円以上とするとともに(同草案二五条)、各則の多額・寡額をも引き上げた。続く、明治三四年改正案は、減輕前で一円以上とその寡額を引き下げた(同改正案一五条)に対し、翌年の明治三五年改正案は、減輕前で、二〇円以上と一転して大幅に引き上げるとともに(同改正案一五条)、やはり各則の多額・寡額をも引き上げた。明治四〇年刑法改正案もこれを受け継ぎ(同改正案一五条、一七条)、

現行刑法（明治四〇年法律四五号）でもこの数字が採用された（同法一五条、一七条）。

その後、昭和二年（一九二七年）の予備草案では、貨幣価値の変動が考慮され、減輕前で五〇円以上とされた（同草案四〇条）。もともと、昭和一五年（一九四〇年）の改正刑法仮案では、インフレーションが進んだにもかかわらず、満州事変以後のインフレーション下での生活苦が配慮されたせい⁽¹¹⁾か、再び、減輕前で二〇円以上とされている（同仮案四三條）。

さらに、昭和一六年（一九四一年）の改正（昭和一六年法律六一号）により、戦時国民経済阻害罪（刑法一〇五条ノ四）に最高一〇万円という当時としては非常に高額な罰金刑が情状により自由刑に併科されうることとされ（同条第二項⁽¹²⁾）、第二次世界大戦後に同罪が廃止（昭和二二年法律一二四号）されるまで規定されていた。このような高額な罰金刑に対応して、労務留置の期間も原則として最長一年から最長二年に改正された。

第二次世界大戦中及び終戦直後の混乱で生じた短期間の大幅なインフレーションに対応するため、戦後、まず、昭和二二年（一九四七年）の刑法の一部改正（昭和二二年法律一二四号）で傷害罪などの犯罪類型の罰金額が引き上げられた。

昭和二三年（一九四八年）には、罰金等臨時措置法（罰臨法・昭和二三年法律二五一号）が制定された。これは、当時の大幅なインフレーションが一時的変態的現象にとどまるとの理解から、インフレーションが終息し、経済事情が正常性を回復した折に廃止することを予定したものであり、⁽¹³⁾「当分の間」との文言が入れられていた（同法一条）。そして、罰金刑の寡額が、減輕前で一〇〇〇円に引き上げられた（同法二条）。それとともに、東京小売物価指数が大正三年（一九一四年）比で二六〇倍、一人あたり国民所得が明治四〇年比で三四〇倍に達していたものの、実質賃

金指数は昭和一二年の〇・二八倍と減少していたことから⁽¹⁴⁾、刑法などの各犯罪類型の多額と寡額が原則として一律五〇倍とされ（同法三条）、その他の法令の罰則も引き上げられた（同法四条⁽¹⁵⁾）。

その後、大幅なインフレーションは終息したものの、漸次インフレーションが進行したため、昭和三六年（一九六一年）の改正刑法準備草案は、昭和一五年（一九四〇年）の改正刑法仮案を土台として、⁽¹⁶⁾罰金刑の寡額を、減軽前で五〇〇〇円とした（同草案三八条）。しかし、これらの提案は、刑法の全面改正の議論が白熱する中で、立法化されなかった。

そして、刑法改正に向けての議論が活発化する中、インフレーションを法定刑に折り込み、一部犯罪類型で法定刑の多額に言渡し額が接近する、いわゆる「頭打ち現象」⁽¹⁷⁾に対処するため、⁽¹⁸⁾刑法の全面改正に先行させる形で、昭和四七年（一九七二年）に罰金等臨時措置法が改正された（昭和四七年法律六一号）。既になされていた改正刑法草案の審議では、罰金刑の寡額が、減軽前で一万円とされていたものの、この額にまで引き上げるとはあまりに飛躍しすぎる上、一万円未満の罰金刑とすべき特別法の罰則が存在するとして、⁽¹⁸⁾罰金刑の寡額は引き上げられたものの、減軽前で四〇〇〇円とされるにとどまった（改正後の同法二条）。また、法制定時から物価が三倍、賃金及び一人あたり国民所得が十数倍に上昇し、比較的経済事情が安定するに至った昭和三〇年からも、物価が二倍、賃金が四倍、一人あたり国民所得が六倍、一件あたり平均罰金額が四・八倍になっていることなどの理由により、⁽¹⁹⁾刑法などの各犯罪類型の多額と寡額が改正前の一律四倍とされ、原規定の二〇〇倍となった（改正後の同法三条）。さらに、その他の法令の罰則も引き上げられた（改正後の同法四条）。

昭和四九年（一九七四年）に最終答申された改正刑法草案は、罰金刑の寡額を減軽前で一万円としたが（同草案三

八条)、やはり、刑法の全面改正の議論が紛糾したことにより、寡額が直ちに引き上げられることはなかった。

さらに、その後もインフレーションが徐々に進行し、またも一部犯罪類型に「頭打ち現象」が見受けられるようになったため⁽²⁰⁾、平成三年(一九九一年)には、罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律(罰金改正法・平成三年法律三一号)が制定された。ここでは、これまで刑法などの罰則規定と罰金等臨時措置法の規定を併せて見なければ、罰金刑の多額と寡額が分からないという不便さを解消するため⁽²¹⁾、刑法自体が改正され、罰金刑の寡額が、減軽前で一万円に引き上げられた(同法一条)。また、罰金等臨時措置法改正以来、消費者物価が二・五倍、労働者賃金が三・五倍、一件あたり平均罰金額が二・五倍となっていることなどの理由により、各犯罪類型の多額と寡額が、原則として改正罰金等臨時措置法の一律二・五倍とされ、原規定の五〇〇倍となった(同法一条、四条)。さらに、地方自治法一四条五項(当時。現行一四条三項)を改正し、条例の罰金刑の上限を一〇万円から一〇〇万円に引き上げた(同法八条)。なお、低額であるとして、従前の五〇円の規定は一〇万円に、五〇〇円の規定は三〇万円となり、それぞれ二〇〇〇倍と六〇〇倍とされた(同法一条)。

このような罰金刑を中心とする財産刑の動向に対して、既に平成二年(一九九〇年)に、法制審議会は、「財産刑をめぐる基本問題」について法務大臣から諮問を受け、刑事法部会の下に財産刑検討小委員会を設けて議論を行っていた⁽²³⁾。そうした中、平成三年(一九九一年)の証券不祥事を受けてなされた証券取引法の改正(平成三年法律九六号)の際、衆参両議院の証券金融特別委員会が法人処罰の重罰化を行なうべきとする付帯決議を行なった。そこで、同委員会は、自然人行為者と法人の双方を処罰するいわゆる両罰規定において、自然人と法人の刑罰を切り離すことができるかを検討するため、この問題を優先して議論し、「両罰規定の在り方について」として刑事法部会に報告し、

平成三年（一九九一年）末、了承された。この中で、両罰規定において、罰金刑の多額が自然人と法人とで連動しなければならぬというわけではないとされたため、平成四年（一九九二年）には、証券取引法の改正（平成四年法律七三号）により、連動の切り離しが行なわれ、法人に対する罰金刑の多額が最高三億円にまで引き上げられた（同法二〇七条一項一号）。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の改正（平成四年法律八七号）により、多額一億円という規定も誕生した（同法九五条一項一号、二項一号）。平成九年（一九九七年）には、罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律（平成九年法律一一七号）が制定され、証券取引法、金融先物取引法、商品取引法、商品取引所法で多額が最高五億円とされるなど（証券取引法二〇七条一項一号、金融先物取引法二〇二条一項一号、商品取引所法一六三条一項一号）、高額の規定が続々登場した。

なお、税法においては、脱税額や還付額を罰金額とできる旨の規定があつて（例えば、所得税法二三八条二項、二九条三項、二四〇条二項、法人税法一五九条二項、相続税法六八条二項など）、こうした場合に数億円の罰金刑が科されており、高額事犯の過半を占めている。

このように、我が国の立法及び立法案においては、物価や経済状況などを参考に、刑法の総則規定における罰金刑の寡額の引き上げと各犯罪類型の法定刑の引き上げが行なわれてきた。しかし、こうした立法にあたって、物価、名目賃金、一人あたり平均国民所得など目安となる指標が意識されたものの、その指標をどのように扱うのかという統一的な基準が決定されることはなく、ややもすると場当たりの引き上げが行なわれてきた感が否めない。また、時宜にかなった引き上げがなされないために、引き上げがなされる際には、引き上げが急激なものとなってしまうことから、財産的苦痛の幅の連続性を維持する必要性が意識され、十分な引き上げができないこともありうる。⁽²⁴⁾ また、特

別法においては、いったん罰金刑が法定されると、当該法律の改正や同種の法制定の際に併せて改正されることがない限り、その法定刑の見直しが行なわれず、適切な額とは到底言えないまま放置されてしまうことも稀ではない⁽²⁵⁾。その結果、同じような事情の行為者が同じような犯罪を行ない、刑事政策的に同じ財産的苦痛が与えられるべき場合であつても、時期により財産的苦痛の程度が異なってしまう可能性が大きい。また、懲役刑と罰金刑が選択できる場合には、本来、罰金刑が選択されるべき事案に対して、懲役刑が選択されてしまうことになりかねず、⁽²⁶⁾ 妥当な量刑選択を妨げることになってしまう。このような状況を回避するために、機動的な改正が必要となるものの、指標となる基準が確立されておらず、時宜になつた立法を妨げている上、特別法の罰則の数が膨大であるため、改正作業が煩雑に過ぎ、一斉に改正することを困難にしている⁽²⁷⁾。加えて、条例に規定された罰金刑の法定刑を法律で改正することはできず、条例の規定との整合性も問題となる⁽²⁸⁾。

以上のように、多額と寡額を貨幣の量で法定し、法改正によりその量を随時改定する方法は、煩瑣に過ぎる上、時宜になつた対応が行なえない場合も多く、理想的とは言い難い。これを回避するため、法定刑の幅をできる限り広くとるという方法が考えられるもの⁽²⁹⁾、ハイパー・インフレーションの際に対応できないばかりでなく、罪刑法定主義を実質的に骨抜きにしてしまうとする批判を受けることとなろう。

そこで、天文学的とも称されるハイパー・インフレーションを経験した第一次世界大戦後のドイツにおいてはいかなる方策がとられていたのか、参考とするため、以下で見えてみることにしたい。

(11) 市川秀雄「罰金刑と教育刑理念——ウエルテンベルガー教授の所論と関連して」季刊刑政一卷四号(一九五三)五六頁以下、六〇—六一頁。

- (12) 刑法一〇五条ノ四第一項は、「戰時、天災其他ノ事變ニ際シ暴利ヲ得ルコトヲ目的トシテ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス」としていた。
- (13) 川口光太郎「罰金等臨時措置法略解」警察時報四卷三号(一九四九)一〇頁以下、一〇頁、石山陽ほか「改正罰金等臨時措置法について(上)」法曹時報二四卷九号(一九七二)三〇頁以下、三一頁。重罰主義の要請や国家収入の増加の目的ではない。同「同・(下)」法曹時報二四卷一〇号(一九七二)一頁以下、一頁。
- (14) 石山ほか「(上)」前掲注(13)三三―三四頁。
- (15) 引き上げ前後の法定刑の比較表として、警察研究編輯部編「罰金等臨時措置法」による罰金及び科料額」警察研究二〇卷二号(一九四九)五三頁以下。
- (16) 植松正「物価と罰金」時の法令六二八―六二九号(一九六八)三二頁以下、三三頁。
- (17) 石山ほか「(上)」前掲注(13)四一頁、原田國男「罰金等臨時措置法の一部を改正する法律について」警察研究四三卷八号(一九七二)二二頁以下、二三頁、東條伸一郎ほか「罰金刑の見直し(上)」判タ六六八号(一九八八)四八頁以下、五〇頁、池田茂穂「我が国における財産刑運用の実情と問題点について」法務総合研究所研究部紀要三三三号(一九八九)一頁以下、一一―一七頁。
- (18) 石山ほか「(下)」前掲注(13)二―三頁、原田・前掲注(17)二五頁。
- (19) 石山ほか「(上)」前掲注(13)三五―四一頁、原田・前掲注(17)二三―二四頁。
- (20) 東條ほか「(上)」前掲注(17)五〇―五五頁、小島吉晴「罰金額等の引き上げのための刑法等の一部改正」ひろば四四卷九号(一九九二)一六頁以下、一六頁、池田・前掲注(17)五一―一頁、一七―二六頁。
- (21) 角田正紀「罰金刑の見直し——罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律(平三・四・一七公布法律第三一号)——」時の法令一四〇八号(一九九二)六頁以下、一〇―一二頁、小島・前掲注(20)一六―一七頁。
- (22) 角田・前掲注(21)八一―一〇頁、小島・前掲注(20)一六頁。
- (23) 法制審議会刑事司法部財産刑検討小委員会報告「『財産刑をめぐる基本問題について』の審議検討経過及び結果について」は平成五年(一九九三年)三月一六日になされた。自由と正義四五卷一号(一九九四)七四頁以下に資料として添付されて

いる。本報告について論評したものとして、浅田和茂「財産刑の改正について」森下忠先生古稀祝賀『変動期の刑事政策・下巻』(成文堂、一九九五) 六六五頁以下。

(24) 石山ほか「(上)」・前掲注(13)四四―四五頁。

(25) 石山ほか「(上)」・前掲注(13)四五頁。条例の罰金額の上限の引き上げについても、同様のことが言われる。角田・前掲注(21)二二頁。

(26) 青木正良「罰金額の変遷」立教法学四九号(一九八八)一四九頁以下、一六五頁。

(27) 曾我部正実「量刑の研究」法務研究報告書四六集一号(一九五八)一五頁以下、青木・前掲注(26)一六七―一六九頁。

(28) 引き上げの際に、条例で定められた罰則の罰金額の多額が引き上げ後の金額に満たない場合、施行の日から六月(罰金等臨時措置法附則二項)又は一年(改正罰金等臨時措置法附則二項及び平成三年刑法改正法附則二項)を経過した後は、当該罰金額の規定は効力を失うとされた。なお、最高裁は、平成三年(一九九一年)以前に「五〇〇〇円以下の罰金または拘留」と定めていた条例の場合、罰金刑を定めた部分のみが失効し、拘留を科せうと判示した。最高裁平成一一年四月八日刑集五三巻四号三八七頁。

(29) 池田・前掲注(17)二七頁。

三、ドイツ戦間期の対応

第一次世界大戦に敗れたドイツでは、他の参戦国と同様、大幅なインフレーションが見受けられた。一九一八年一月を一〇〇とする国産品物価は一九一九年七月に一四二・七となった⁽³⁰⁾。一九一九年五月七日に締結されたヴェルサイユ条約により、賠償金総額や支払方式は決定されなかったものの、ドイツ政府が差し当たり一九二一年までに二〇〇億金マルク(Gold Mark; GM)⁽³¹⁾を戦勝国に支払うこととされると、インフレーションは亢進し、一九一八年一月を一〇〇とする国産品物価は一九二〇年二月に五〇六・三に達した⁽³²⁾。その後、物価の上昇は一時沈静化したものの、

一九二一年四月に、賠償金総額が利息を含めて一三二〇億GMと決定され、同年五月に、ドイツ政府に通告されると、再びインフレーションが進行し、一九二一年五月を一〇〇とする国産品物価は一九二一年二月に二五〇・四に達した。⁽³³⁾ ドイツ政府は、「天文学的」と評された巨額の賠償金の支払を履行しようとするもの、その支払能力からは無理があったため、インフレーションが急速になり始めたと考えられている。⁽³⁴⁾ 以下では、第一次世界大戦後にハイパー・インフレーションを経験したドイツで、罰金刑による財産的苦痛を維持するためにとられた対応について見てみることにしたい。⁽³⁵⁾

(30) C・B・チュローニ著・東京銀行集会所調査課抄訳『獨逸インフレーションの解剖』（東京銀行集会所、一九三八）六一七頁。

(31) 一GMは四・一九八紙幣マルク (Mark; M) とされた。これは、第一次世界大戦前のベルリン市場での対米ドルの平価であり、米ドルが一時を除いて金本位制に依拠していたことから「金」マルクと称された。渡辺武『ドイツ大インフレーション——その政治と経済——』（大月書店、一九八九）八一―九頁。

(32) チュローニ・前掲注(30)八頁。

(33) チュローニ・前掲注(30)八一―三頁。

(34) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』（実業之日本社、一九四六）一四―一七頁。

(35) 簡潔にこの流れを説明したのもとして、小野坂弘「罰金刑制度の再検討（四・完）」法学三〇巻三号（一九六六）一〇頁以下、三八頁注(1)、小野坂弘「罰金等臨時措置法の改正について」ジュリスト五〇三号（一九七二）三三頁以下、三三一―三三三頁。

(1) 一九二二年二月二日罰金刑の適用領域の拡大及び短期自由刑の制限に関する帝国法
まず、一九二二年二月二日罰金刑の適用領域の拡大及び短期自由刑の制限に関する帝国法 (Reichsgesetz zur

Erweiterung der Anwendungsgebiets der Geldstrafe und zur Einschränkung der kurzen Freiheitsstrafen. Vom 21. Dezember 1921.⁽³⁶⁾ が制定され、その嚆矢となった。本法は、一九二二年一月一日から施行された(同法一〇条一項)。本法は、軍刑法以外の全ての法規に妥当するものであった(同法九条)。本法は、帝国法及びラント法、さらに、それらが制定を委任した罰金刑の多額を原則として一律一〇倍に引き上げた(同法一条一項一文、二文)。そして、重罪又は軽罪において、多額が一〇倍してもなお一〇万紙幣マルク(M: Mark)を下回っている場合、多額は一律一〇万Mとされた(同法一条一項一文)。例外的に、一定の金額の倍数と規定している場合には、従前通りとされた(同法一条二項)。なお、同時に過料(Busse)の多額も一〇倍に引き上げられている(同法一条三項)。そして、刑法典中の関連規定が一〇倍に引き上げられるなど、規定の整備がなされた(同法二条)。

もつとも、本法においては、罰金刑の多額が引き上げられたものの、我が国の罰金等臨時措置法のように、インフレーションへの対応が前面に押し出されたものではなかった⁽³⁷⁾。すなわち、本法は、軽罪において、罰金刑の定めがない場合又は自由刑との併科が認められている場合で、三月以下の自由刑を科す際に、罰金刑により刑罰目的が達成されうるときには、自由刑に代えて一五万M以下の罰金刑を科すこととした(同法三条一項)。これは、一九一九年ドイツ刑法総則草案(Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches von 1919; E 1919) 一一五条二項の内容を拡充したもので、⁽³⁸⁾短期自由刑の弊害を回避し、罰金刑の適用領域を拡大しようとする目的を有していた。⁽³⁹⁾

帝国刑法典(Reichsstrafgesetzbuch; RStGB)違反の有罪確定人員を見ると、⁽⁴⁰⁾一九一九年には、約二六万人であったが、一九二〇年～一九二二年には約四六万～約五〇万人となった。このうち、自由刑が賦科された者の割合は、一九一九年～一九二二年の六三%前後から一九二二年には四〇・六%へと減少する一方、罰金刑が賦科された者の割合

は、一九一九年〜一九二二年の三六%前後から一九二三年には五八・一%へと増加した。すなわち、本法が施行された直後の一九二三年には、罰金刑を科された者の数及び割合が大幅に増加した。様々な要因が絡み合うため、この理由を説明することは困難であるが、自由刑に代えて罰金刑を賦科することが量刑実務に受け入れられたことが考えられる。⁽⁴¹⁾このことは、インフレーションの進行により、財産的苦痛の程度が実質的に目減りし、罰金刑の支払が容易となったこともあって、罰金刑の支払が促進されたこと、罰金刑の不払により代替自由刑を賦科される者の数及び割合が後年に比べて小さかったことにより、⁽⁴²⁾罰金刑が回避されることが少なかったことも後押ししたと思われる。また、一方で、一九二三年に比べれば、インフレーションの程度が大きくなり、罰金刑の感銘力がある程度維持されたことも挙げられよう。

一九二二年六月に元復興大臣で外務大臣として賠償交渉を担っていたラテナウ (Rathenau) が暗殺されると、インフレーションがさらに進行することとなった。⁽⁴³⁾この結果、罰金額が再び実質的に小さなものとなることとなった。一九二二年一二月を一〇〇とする国産品物価は一九二三年一二月には四〇二三に達した。やがて、ドイツからの賠償金支払が遅延したことを理由に、一九二三年一月一日、フランスはベルギーとともに、ドイツ有数の鋳工業地帯であるルール (Ruhr) 地方に出兵してこれを支配下に置いた (ルール占領)。これに対し、ドイツ政府がルール地方全域の生産停止で抵抗したため、たちまち物価が上昇し、経済が混乱するとともに、インフレーションが爆発的に進行することとなった。⁽⁴⁴⁾一九二二年一二月を一〇〇とする国産品物価は一九二三年四月には三七一に達した。このようにインフレーションが激化する中で、罰金刑においてもインフレーションへの対応が迫られることとなった。その結果、本法の役割は、罰金刑の適用領域の拡大からインフレーションへの対応へと軸足を移すこととなっていったと考えら

れる。

- (36) BGI 1921 S. 1604. 解説として、小野清一郎「罰金に関するドイツの新立法に就て」法曹界雑誌一卷四号(一九二二)一二頁以下、市川秀雄「無制限額の罰金と無定量の罰金刑——教育刑理念の罰金刑理論への展開」法学新報五八卷一二号(一九五一)二五頁以下、三六—三七頁。
- (37) 我が国におうて、この点を指摘するものとして、小野・前掲注(36)一九—二〇頁、市川・前掲注(36)三七頁。
- (38) *Reichs-Justizministerium* (Veröffentlichung auf Anordnung), Entwurf zu einem deutschen Strafgesetzbuch Zweiter Teil (1920), S. 31. 同草案一一五条二項では、一月以下の自由刑に代えて、罰金刑を科すことができるとなっていた。
- (39) *Albert Hellweg* (erläutert), Das Geldstrafengesetz vom 21. Dezember 1921 mit der Begründung und der Allgemeinen Verfügung von 22. Dezember 1921. (1922), S. 7; *Christoph Krehl*, Die Ermittlung der Tatsachengrundlage zur Bemessung der Tagessatzhöhe bei der Geldstrafe (1985), S. 16.
- (40) *von Hermann Stapenhorst*, Die Entwicklung des Verhältnisses von Geldstrafe zu Freiheitsstrafe seit 1882 — Eine rechtshistorische Untersuchung anhand von Kriminalstatistiken (1993), S. 41-42.
- (41) *von Werner Pischel*, Die Praxis in der Wahl der Geldstrafe (1929), S. 34. 一九二二年には、全犯罪で賦科された罰金刑のうち、約三〇%が自由刑を罰金刑に転換したものであった。*Stapenhorst*, a. a. O., S. 43.
- (42) 一九二二年には、全犯罪で賦科された罰金刑のうち、代替自由刑が科されたのは、三・九%にすぎなかったが、一九二五年には六・七%となり、その後、一九二六年〜一九二九年は八・一%〜九・二%で推移した。*Stapenhorst*, a. a. O., S. 51.
- (43) 渡辺・前掲注(31)三〇一頁。
- (44) チュローニ・前掲注(30)一一—一二頁。日本銀行調査局・前掲注(34)一七頁。

(2) 一九二三年四月二七日罰金法

そこで、インフレーションに対応し、これを刑法典に取り込むために、一九二三年四月二七日罰金法

(Geldstrafegesetz. Vom 27. April 1923.) が制定され、付随して刑法典の改正が行なわれた。⁽⁴⁵⁾ 本法は、一九二三年五月一日から施行された(同法九条一項)。本法は、原則として寡額一〇〇〇M又は多額一〇〇〇M以下であるか、多額の定めのない (in unbeschränkter Höhe) 重罪又は軽罪の罰金刑について、寡額を一〇〇〇M、多額を一〇〇〇Mとした(同法一条二項、刑法二七条一項一文)。また、原則として寡額が三〇〇〇Mに達しない違反 (Übertretungen) の罰金刑について、寡額を三〇〇Mとするとともに、これまでの規定にかかわらず、多額を一〇〇〇Mとした(同法一条二項、刑法二七条一項二文)。例外的に、一定の金額の倍数と規定している場合には、従前通りとされた(同法一条二項、刑法二七条二項)。さらに、重罪又は軽罪で利得目的でなされたものについては、最高一億Mの罰金刑を科しうることとなるとともに、罰金刑の法定がなくとも自由刑とともにかかる罰金刑を科しうることとなった(同法一条二項、刑法二七条a)。そして、軽罪又は違反において、罰金刑の定めがない場合又は自由刑との併科が認められている場合で、三月以下の自由刑を科す際に、罰金刑により刑罰目的が達成されうるときに、自由刑に代えて科される罰金刑も一〇〇〇M以下にまで引き上げられた(同法一条二項、刑法二七条b)。重罪、軽罪又は違反以外の強制罰 (Zwangsstrafen) や秩序罰 (Ordnungstrafen) で法定されている罰金刑の多額は、原則として一九一九年二月三十一日以前の一〇〇〇倍とされた(同法一条)。そして、これら全ての罰金刑の引き上げ権限が行政当局に与えられた(同法三条)。なお、同時に過料の多額も一〇〇〇倍に引き上げられている(同法四条)。これらの改正は、原則として全帝国法と全ラント法に妥当した(同法五条)。また、これと平行して、刑法及び関連法規の規定中の寡額が引き上げられるなど、整備がなされた(同法一条一項一文、六条、八条)。

本法は、罰金刑に関する規定を単行立法として整備するものであったが、實際上、罰金額の引き上げがその主眼と

なったと言える。例えば、一九二一年二月二日法が多額の最低を一〇万Mとしていた重罪又は軽罪の罰金刑について、多額の最低が一〇〇倍に引き上げられるなど、本法により、多くの犯罪類型で法定刑が大幅に引き上げられた。

(45) BGBl 1923 I S. 254.

(3) 一九二三年一月一三日財産刑及び過料に関する帝国法

その後もインフレーションは止まらず、いっそう激化した⁽⁴⁶⁾。一九二三年二月を一〇〇とする国産品物価は一九二三年一月九日には約二四〇万に達した。そこで、一九二三年一月一三日財産刑及び過料に関する帝国法 (Reichsgesetz über Vermögensstrafen und Bussen. Vom 13. Oktober 1923.) が制定されることとなった⁽⁴⁷⁾。本法は、

一九二三年一月二〇日から施行された (同法七条一項)。本法は、先の一九二三年四月二七日罰金法により改正された刑法典をはじめとする諸規定をさらに改正した。すなわち、原則として寡額三〇〇〇万M又は多額一兆M以下であるか、多額の定めのない重罪又は軽罪の罰金刑について、寡額を三〇〇〇万M、多額を一兆Mとした (同法一条二項、刑法二七条一項一文)。また、原則として寡額が一〇〇〇万Mに達しない違反の罰金刑について、寡額を一〇〇〇万Mとするとともに、多額を一〇〇億Mとした (同法一条二項、刑法二七条一項二文)。さらに、重罪又は軽罪で利得目的でなされたものについては、最高一〇兆Mの罰金刑を科しうることとなるとともに、罰金刑の法定がなくとも自由刑とともにかかる罰金刑を科しうることとなった (同法一条三項、刑法二七条a)。そして、軽罪又は違反において、罰金刑の定めがない場合又は自由刑との併科が認められている場合で、三月以下の自由刑を科す際に、罰金刑により刑罰目的が達成されうるときに、自由刑に代えて科される罰金刑も、刑法二七条及び二七条aを参照すること

と、すなわち、一兆M以下又は一〇兆M以下にまで引き上げられた（同法一条四項、刑法二七条b）。重罪、軽罪又は違反以外の強制罰や秩序罰で法定されている罰金刑の多額は、一〇〇億倍とされた（同法二条）。一九二三年四月二七日罰金法においては、一九一九年二月三十一日以前の価額が基準とされたが、今次改正においては、一九二〇年一月一日以降の最新の、多くの場合それ以後に引き上げられた価額が基準とされることとなり（同法二条三項）、実際に一〇〇億倍以上とされるものも見られることとなった。そして、行政当局は、これら全ての罰金刑の引き上げ権限が与えられただけでなく、軽罪の刑として多額一兆Mの罰金刑を設定しうることとなった（同法二条四項）。なお、同時に過料の多額も一〇〇〇億倍に引き上げられている（同法二条二項）。また、これと平行して、刑法及び関連法規の規定中の価額が引き上げられるなど、整備がなされた（同法一条一項、四項、五項、二条五項、三条一項）。このように、例えば、一九二三年四月二七日法が多額の最低を一〇〇〇万Mとしていた重罪又は軽罪の罰金刑について、多額の最低が一〇万倍に引き上げられるなど、本法により、多くの犯罪類型で法定刑が、名目上、劇的に引き上げられることとなった。

こうした引き上げは、賦科段階の問題を一時的にある程度解決するためのものであったが、インフレーションの程度があまりに著しかったため、言渡し後、支払までの期間の言渡し額の実質的な目減りは無視できないものとなった。そこで、帝国統計局 (Statistisches Reichsamt) の公表する、生計費に関する帝国指数 (Reichsindexzahl) を利用して、貨幣価値の変動を調整することとなった（同法四条一項一文）。すなわち、判決言渡しの週以後、支払や徴収・執行の週までの指数の変動にあわせて、言い渡された額を調整させることとしたのである（同法四条一項一文、二文）。本法施行以前に科された罰金刑で本法施行時に支払われていなかった罰金刑の場合は、判決言渡しの週に代え

て、本法を施行した週を起算点とすることとなった(同法四条五項二文)。煩雑さを避けるため、一〇〇万M未満の端数は四捨五入された(同法四条一項三文)。なお、帝国司法大臣は、かかる指数以外の別の基準となる指数を採用することもできるとされていた(同法四条一項四文)。

さらに、尋常でないインフレーションの進行に対処するため、法律によらず、連邦参議院の同意があれば、帝国政府が罰金刑の多額と寡額を改定することができることと定められた(同法五条一項一文)。また、連邦政府は、同じく連邦参議院の同意に基づいて、判決言渡し後の貨幣価値の変動の調整の全部又は一部を行なわないことができることと定められた(同法五条一項二文)。

このように、先の一九二一年一月二一日罰金刑の適用領域の拡大及び短期自由刑の制限に関する帝国法と一九二三年四月二七日罰金法が、インフレーションへの対応以外に、それぞれ、罰金刑の適用領域の拡大と罰金刑の関連規定の整備という目的を有していたのに対して、本法の目的はインフレーションに対応することにほぼ尽きている点で特徴的である。このことは、インフレーションの進捗が著しいことを受けて、貨幣価値の変動による言渡し後の罰金額の修正や、法律によらず、政府により罰金刑の多額と寡額が改定されうるとした点に強く窺える。特に、後者は、連邦参議院の同意を要するという要件が付されているものの、事実上、行政による法改正を認めるもので、非常時色の濃いものとなっている。

一九二三年一月八日、賠償金支払を中心にヴェルサイユ条約の履行を遵守しようとする政府の方針に反対し、政府の打倒を目指して、ナチス(Nazis=国家社会主義ドイツ労働者党 Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei)を率いてヒトラー(Hitler)がミュンヘン一揆(Münchener Putsch)を起した。これは、即日鎮圧されたものの、

ドイツ社会の動揺は最高潮に達した。

(46) チュローニ・前掲注(30)二二―一七頁。

(47) BGBl 1923 I S. 943.

(4) 一九二三年一月二三日財産刑および過料に関する法律に基づく命令

先に述べたような立法にもかかわらず、この時期のインフレーションの進度は天文学的であった。⁽⁴⁸⁾一九二三年一月九日を一〇〇とする国産品物価は一九二三年一月二〇日には約四七万に達した。この動きにさらに対応するため、一九二三年一月二三日財産刑および過料に関する法律に基づく命令⁽⁴⁹⁾ (Verordnung auf Grund des Gesetzes über Vermögensstrafen und Bussen. Vom 23. November 1923.) が制定された。本命令は、同年一月八日から施行された。本命令は、先に紹介した、一九二三年一月二三日財産刑及び過料に関する帝国法五条一項一文による帝国政府への授権に基づくものである。本命令は、先の一九二三年一月一三日財産刑及び過料に関する帝国法により改正された刑法典をはじめとする諸規定をさらに改正した。その中心は、これまで、紙幣マルクによっていた罰金額の表現が、今次改正に至って、金の価値に依拠するGMとなったことである(同命令一条二項、刑法二七条一項柱書)。すなわち、原則として寡額三GM又は多額一万GM以下であるか、多額の定めのない重罪又は軽罪の罰金刑について、寡額を三GM、多額を一万GMとした(同命令一条二項、刑法二七条一項一文)。また、原則として寡額が一GMに達しない違反の罰金刑について、寡額を一GMとするとともに、多額を一五〇GMとした(同命令一条二項、刑法二七条一項一文)。さらに、重罪又は軽罪で利得目的でなされたものについては、最高一〇万GMの罰金刑を科しうる

貨幣価値の変動に対する罰金刑の調整

こととなるとともに、罰金刑の法定がなくとも自由刑とともにかかる罰金刑を科しうることとなった(同命令一条三項、刑法二七条a)。このような変更に伴い、刑法二七条bでは、軽罪又は違反において、罰金刑の定めがない場合又は自由刑との併科が認められている場合で、三月以下の自由刑を科す際に、罰金刑により刑罰目的が達成されるときに、自由刑に代えて科される罰金刑は、刑法二七条及び二七条aを参照することとされていたため、一万GM以下又は一〇万GM以下とされることとなった。重罪、軽罪又は違反以外の強制罰や秩序罰で法定されている罰金刑は、原則として寡額を一GM、多額を一〇〇GMとされた(同命令二条一項・一九二三年四月二七日罰金法二条)。そして、行政当局は、これら全ての罰金刑の引き上げ権限が与えられた(同命令二条一項・一九二三年四月二七日罰金法三条)。なお、同時に過料の寡額も三GM、多額を一万GMとされた(同命令二条一項・一九二三年四月二七日罰金法四条)。そして、これと平行して、刑法及び関連法規の規定中の価額が改定されるなど、整備がなされた(同命令一条一項、三条、六条、七条)。このようなGMの財産的価値は、帝国財務大臣の定める支払日又は徴収日(同命令五条)の換算率によるとされた(同命令四条一項、二項)。そして、GMによる表現となり、財産的苦痛が金の量で一定とされたため、一九二三年一〇月一三日財産刑及び過料に関する帝国法が定めていた、言渡し後の貨幣価値の変動による調整が不要となり、廃止されることとなった(同命令四条三項)。

このように、GMによる表現で、インフレーションの影響を受け難く、財産的苦痛の量が一定となり、一応の安定が図られた。他面で、一九二三年の一年間に三回もの改正がなされ、罰金刑の寡額と多額が大きく改定されるとともに、言渡し後の貨幣価値の変動による調整の制度が制定後、間もなく廃止されるなど、罰金刑の規定がわかり難いものとなったことは否めなかった。

インフレーション対策が最大の政治課題となる中、同年、大連合内閣の首相となっていたシュトレゼマン (Stresemann) は、同年十一月、インフレーションを收拾するため、不動産などを担保とした不換紙幣であるレントェンマルク (Rentenmark) を発行し、従前の一兆Mを一レンテンマルクと交換することを契機に、インフレーションは沈静化した。⁽⁵⁰⁾

帝国刑法典違反の有罪確定人員を見ると、⁽⁵¹⁾ 経済状態の悪化もあって、一九二三年には、約六五万人に急増した。このうち、自由刑が賦科された者の割合は、三八・五%へと一九二二年に比べて低下し、罰金刑が賦科された者の割合は六〇・二%へと増加した。ここでもまた、様々な要因が絡み合うため、この理由を説明することは困難であるが、インフレーションの進行に対して、次々と対応がとられたため、インフレーションによる法定刑や宣告刑の実質的な低下がある程度食い止められたことが挙げられる。また、自由刑に代えて罰金刑を賦科することが量刑実務に定着したことが考えられる。⁽⁵²⁾ さらに、一九二三年に有罪確定人員が増加するとともに、自由刑を賦科された者が多くなり、過剰収容となったため、罰金刑の賦科が増加したことも挙げられる。⁽⁵³⁾

(48) チュローニ・前掲注(30)二二一―二七頁。

(49) BGBl 1923 I S. 1117.

(50) この経緯について、分析したものとして、渡辺・前掲注(31)三八六―三九四頁。

(51) Stapenhorst, a. a. O., S. 41-42.

(52) Pitschel, a. a. O., S. 34.

(53) von Franz Erner, Studien über die Strafzumessungspraxis der deutschen Gerichte (1931), S. 31.

(5) 一九二四年二月六日財産刑及び過料に関する命令以後

こうした中、短期間の度重なる改正でわかり難くなった罰金刑の規定を整理し、わかりやすくするために、一九二四年二月六日財産刑及び過料に関する命令 (Verordnung über Vermögensstrafen und Bussen Vom 6. Februar 1924.)⁽⁵⁴⁾ が制定された。本命令は、同年二月一七日から施行された (同命令一四條一項)。本命令は、一九二三年一月二三日財産刑および過料に関する法律に基づく命令が改定した価額のまま、刑法二七條以下の規定を明示した (同命令一條)。また、その他の規定も改めて明示された (同命令二一六條、八條一三三條)。そして、一九二三年一月二三日財産刑および過料に関する法律に基づく命令の施行された同年一月八日以前に科された罰金刑で、未払のものについては、執行する際に、行政当局により、GMに換算されることとされた (同命令七條一項)。具体的には、まず、科された罰金刑が貨幣価値による変動により調整される。すなわち、かかる調整は、一九二三年一月一三日財産刑及び過料に関する帝国法により制定され、一九二三年一月二三日財産刑および過料に関する法律に基づく命令で廃止されたため、それぞれの施行日である同年一月二〇日より同年一月八日までの間、有効であった。そこで、同年一月二〇日以前に科された罰金刑は、同年一月二〇日より同年一月八日までの期間、同年一月二〇日以降同年一月八日までに科された罰金刑は、言渡し日より同年一月八日までの期間、調整が行なわれる。この際、基準となる生計費に関する帝国指数の一〇兆未満の数値は四捨五入され計算される。その上で、一兆Mを一GMに置換するとされた (同命令七條二項)。一GMに達しない場合には、免除された (同命令七條三項)。

このように、規定の整備が行なわれるとともに、全ての罰金刑がMからGMへと変換されることとなった。また、賦科後の貨幣価値の変動による調整が一時的に導入されたため、その対応がなされた。このような制度が一時的に導

入され、廃止されると、混乱を招きかねず、その対応や計算も煩瑣になりかねないため、利用には一貫した姿勢が必要であることが看取できる。

やがて、悪化した仏独関係とドイツ経済を改善するために、一九二四年、アメリカ合衆国のドーズ (Dawes) とマッケンナ (McKenna) を中心とする特別委員会が、アメリカ資本のドイツへの投下を行なうとともに、賠償金支払の方法と支払期限の緩和を定めたドーズ案 (Dawes Plan) をまとめた⁽⁵⁵⁾。これを受けて、フランスはルール地方から撤兵し、ドイツ経済は復興の途を歩むこととなり、レンテンマルクの導入ともあいまって、インフレーションが鎮静化することとなった。

こうした流れを受けて、一九二四年一月一九日貨幣法施行のための第二次命令 (Zweite Verordnung zur Durchführung des Münzgesetzes. Vom 12. Dezember 1924.)⁽⁵⁶⁾ により、罰金刑の規定においても、GMから、金本位制を採用したライヒスマルク (RM; Reichsmark) へと貨幣単位が改められた (同命令二条一項一文)。

帝国刑法典違反の有罪確定人員を見ると、一九二四年には約五十一万人となり、それ以後、一九二〇年代は約三十七万人、約三九万人であった。このうち、自由刑が賦科された者の割合は、四五・九%へと一九二三年に比べて増加し、その後、一九二〇年代は四〇%前後で推移した。一方、罰金刑が賦科された者の割合は五二・五%へと減少し、その後、一九二〇年代には五〇%台が続いた。ここでもまた、様々な要因が絡み合うため、この理由を説明することは困難であるが⁽⁵⁸⁾、貨幣価値が安定し、罰金刑の賦科が行ないやすくなる状況となる一方で、罰金刑の不払により代替自由刑を科される者の数や割合が増加したこともあって⁽⁵⁹⁾、経済状態の悪い行為者に対して、自由刑に代えて罰金刑を賦科しようとする量刑実務が一九二二年～一九二三年に比べて後退したことが考えられる⁽⁶⁰⁾。また、自由刑の賦科の減少と

ともに、過剰収容が緩和され、罰金刑の賦科の必要性が低下したこともあろう。⁽⁶¹⁾

- (54) BGBI 1924 I S. 44.
- (55) 日本銀行調査局・前掲注(34)一七一—一八頁。
- (56) BGBI 1924 I S. 775.
- (57) *Stapenhorst, a. a. O., S. 41-42.*
- (58) 一九二三年にインフレーションの進行により、罰金刑の威嚇力が大きく低下するとともに、賦科された額が実質的に目減りすることとなったことを受けて、裁判所が罰金刑よりも自由刑を選択するようになり、一九二四年の罰金刑を科された者の数及び割合が減少することをもたらしたものの、一九二四年二月六日財産刑及び過料に関する命令により、こうした罰金刑の問題点が解決されたため、一九二五年には罰金刑を科された者の割合が若干増加することとなったとする見解がある。
Stapenhorst, a. a. O., S. 45. しかし、日々インフレーションの程度を実感できるような状況にあったことを考えると、一九二三年のインフレーションの進行の影響が一九二四年になって現れたり、一九二四年二月六日財産刑及び過料に関する命令の影響が一九二五年になって現れたりしたと理解することは困難であるように思われる。
- (59) *Stapenhorst, a. a. O., S. 51.* 数値については、注(42)参照。
- (60) *Pischel, a. a. O., S. 34.*
- (61) *Erner, a. a. O., S. 31.*

(6) 小 括

以上のように、ドイツの戦間期においては、短期間に立法を頻繁に行なうことにより、我が国に比べ、貨幣価値の変動に対して、機動的に罰金額を引き上げようとする姿勢が窺われた。この理由としては、我が国に比べて、インフレーションの程度が著しく、調整の必要性が極めて強かったことが考えられる。もっとも、それだけでなく、一九二一年一月二二日罰金刑の適用領域の拡大及び短期自由刑の制限に関する帝国法に見られるように、罰金刑の適用領

域の拡大に関心が向けられており、罰金額の問題が意識されやすかったことも看過できない。

しかし、このような度重なる改正によっても、インフレーションの進行には十分ではなく、言わば、いたちごっことなったことは否定できない。特に、一九二三年一〇月一三日財産刑及び過料に関する帝国法が、罰金額の改定を政府に授権したことは、正規の立法作業によっては、対応できない場合があることを如実に示している。

しかも、こうした立法の頻発により、罰金刑の規定が一般国民にわかり難いものとなり、一九二四年二月六日財産刑及び過料に関する命令が行なったように、現行規定を改めて明示するという努力まで必要となった。

このような問題を解決するために、各則の多額を法定しないことが考えられる。特にドイツにおいては、既に述べた法改正の中で改正対象となっていたように、当時、各則の中で、無制限の額の罰金刑 (Geldstrafe von unbegrenzter Höhe, Geldstrafe in unbeschränkter Höhe) と呼ばれる、多額を法定しない罰金刑が存在していた。しかし、こうした規定は、もともとインフレーションとは関係がなく、当時の刑法二七条c第一項が定める行為者の経済状態を完全に斟酌するためのものであった。我が国においても、罰金刑に改善・更生・社会復帰の目的を持たせようとする、ヴェルテンベルガー (Württemberg) の見解を参考に⁽⁶²⁾、インフレーションへの対応という目的も含めて、「無定量の罰金刑」を導入しようとする見解がある⁽⁶³⁾。しかし、このように、各則において罰金刑の多額を規定しない場合、論者自身も認めるように⁽⁶⁴⁾、罪刑法定主義違反との批判を免れえない。また、この見解は、逆に、デフレーションに対しては、寡額を規定しないことに対応しようとするものと考えられるが、これでは、多額も寡額も規定されないこととなってしまう、やはり、罪刑法定主義に反しよう。従って、各則において、多額及び寡額が把握されることが必要であり、貨幣価値の変動に対しては、別途、方策を考えるべきであろう。

このような中で、特筆すべき制度として、一九二三年一月一三日財産刑及び過料に関する帝国法が採用した、生計費に関する帝国指数の利用による貨幣価値の変動の調整が挙げられる。これは、言渡し後の貨幣価値の変動に対応して個別の罰金額の調整を行なうものであり、個別に立法や判決を要しない点で、便宜に適うと言える。また、貨幣価値の変動をとらえて、罰金額に反映させようとするものであり、時間経過の中で罰金額の公平性を保とうとする観点からも望ましい。もっとも、このような制度が、貨幣価値の変動が一定以上に達した場合にのみ利用されるとすると、一般国民に混乱を及ぼしかねない。特に、ハイパー・インフレーション時には、貨幣価値の短期的で大幅な変動により、各種の制度が動揺する時期であり、そのような時期だけに利用されるといっそう混乱を深めかねない。また、一時期だけ利用し、その後この制度を廃止すると、一九二四年二月六日財産刑及び過料に関する命令が行なったように、制度的な手当が必要となる。さらに、特に利用期間が短期であればあるほど、罰金額の計算が煩瑣になりにかねない。そこで、こうした制度が恒常的に利用されるべきであるのか、検討が必要となる。また、冒頭で述べた、②徴収・執行段階だけに利用されるべきであるのかについても検討されなければならない。

そこで、次に、②徴収・執行段階の手当として、別の方策がとられているアメリカ合衆国の連邦の制度を見ることとした。

(62) *Würtenberger, Die Reform des Geldstrafenwesens, 64 ZStW 17 (1952), S. 20 ff.* 紹介として、市川・前掲注(11)七五頁以下、「同(承前)」二巻一号(一九五三)五八頁以下。

(63) 市川・前掲注(36)四一―八頁、市川・前掲注(11)六〇―七四頁。

(64) 市川・前掲注(36)四八頁、市川・前掲注(11)七四頁。

四、アメリカ合衆国における対応

アメリカ合衆国の連邦法においては、冒頭で述べた、②徴収・執行段階で生じる問題を解決するための参考となる方策がとられている。

罰金額が二五〇〇ドル (USD) 以上の場合で、賦科された額が判決日から一五日以内に全額支払われないときは、一五日目以降、罰金刑の利息 (interest) を支払わなければならないとされている。⁽⁶⁵⁾ そして、その利息の算定は、連邦財務省証券の過去五二週平均落札価格から算出される平均利回りに基づき、日割り計算で行なわれる。⁽⁶⁶⁾

また、罰金刑の支払が三一日以上遅れた場合、滞納 (delinquency) とされ、九一日以上遅れた場合、不履行 (default) とされる。⁽⁶⁷⁾ そして、滞納となった場合、制裁金として、言い渡された罰金額の一〇%を制裁金 (penalty) として罰金刑とは別に支払わなければならない。⁽⁶⁸⁾ 刑とは別に支払わなければならない。⁽⁶⁸⁾

このように、アメリカ合衆国の連邦法では、賦科後の金額に作用するものとして、利息と制裁金の二本立てで対応している。このうち、制裁金は、その名の通り、制裁としての意味合いが強く、科される量も一〇%又は一五%と一定であり、貨幣価値の変動に対応して科されるものとは言い難い。

一方、利息は、貨幣価値の変動に対応するための方策として利用可能であろうか。そもそも、利息という表現自体、罰金刑をあたかも民事上の債務として扱っているかのような印象を与えるものであり、罰金刑の法的性質について、私法上の債務説 (zivilrechtlichen Obligationstheorie; Verwandlungstheorie) に依拠しているかのようである。⁽⁶⁹⁾ 罰金

刑の法的性質は純粹な刑罰にとらえるべきであり（純粹刑罰説；Lehre von der reinen Strafnatur der Geldstrafe）、罰金刑に利息を付すことは許されない。

それゆえ、アメリカ合衆国の連邦法で採られている方法は、いずれも、貨幣価値の変動について、②徴収・執行段階で生じる問題を解決するための方策として妥当でない。

(65) 18 U. S. C. A. § 3612 (f) (1). 一五日目が、土曜日、日曜日又は法定の休日にあたる場合は、直後のそれら以外の日を初日として利息が計算される。

(66) 18 U. S. C. A. § 3612 (f) (2).

(67) 18 U. S. C. A. § 3572 (h), (i).

(68) 18 U. S. C. A. § 3612 (g).

(69) 罰金刑の法的性質については、拙稿・前掲注(1)一三四—一三八頁参照。

五、貨幣価値の変動に対する調整

それでは、貨幣価値の変動を罰金刑に取り込むために、どのような方法が望ましいだろうか。ドイツにおける生計費に関する帝国指数のような一定の指数による貨幣価値の変動への対応を採用すべきであろうか。

既に見たように、この制度は、一九二三年一〇月一三日財産刑及び過料に関する帝国法により制定され、同年一月二三日財産刑および過料に関する法律に基づく命令により廃止されたものであり、わずか一ヶ月あまりという極めて短命に終わった制度である。もっとも、この制度がこのように短期間で廃止されたのは、先に紹介したように、G Mが採用され、貨幣価値の変動を考慮する必要性が失われたことに主な原因があるのであり、短命であったことを理

由にこれを排斥することはできない。また、生計費に関する帝国指数の算出にあたり、生計費を正確に反映させるとは言い難い操作や問題点があったとの批判もあるが⁽⁷⁰⁾、算出上の問題点から直ちにこれを排斥することも拙速に過ぎよう。

むしろ、徴収・執行段階で生じる問題を解決するという観点から、賦科時に予定された財産的苦痛の実質的な量を維持するために、このような基準となる変動的な指標を設定し、これにあわせて罰金額を調整することは、有益かつ必要である。また、貨幣価値は常に変動するものであり、貨幣量で示された罰金額は常に調整されることが本来望ましい上、かかる制度が一時的に採用されるとかえって採用時期の前後で、計算を煩雑にし、一般国民の混乱を招くこととなるから、常時、このような調整を行なうことが妥当である。そこで、このような指標を設定し、「貨幣価値の変動による調整」として、貨幣価値の変動が著しい場合だけでなく、恒常的に、賦科後に罰金額を個別に調整するべきである。

これに対して、このように指標を設定し、貨幣価値の変動を調整していくことは、手間がかかり妥当でないとの批判も考えられる。しかし、罰金刑の調停額は巨額であり、そのような手間をかける価値が十分にある。また、判決言渡し日と言渡された罰金額から現在支払わなければならない額を算出するプログラムは簡単に用意できるため、それほど手間もかからない。また、例えば、インターネット上で入力して行為者自身が算出できるようにすることも容易であろう。

それでは、我が国では、どのような指標を利用すべきか。指標として望ましい条件として、(a) 貨幣価値の変動をできる限り正確にとらえるものであること (正確性・反映性)、(b) 貨幣価値の変動をできる限り迅速に反映するため、

頻繁に算出されるものであること（速報性・頻回算出性）が挙げられる。

まず、アメリカ合衆国にならって、国債の平均売却価格から導かれる平均利回りを利用することが考えられる。確かに、国債の場合、(b) 売却回数が多く、頻繁に算出される点では都合がよい。しかし、国債の場合、(a) 株価や外国為替などの金融経済の影響を受けやすい上、デフレーション時にも、通例、利回りは正の値となり、貨幣価値の変動を常に正確に反映するものとは言い難い。

そこで、ドイツで行なわれたように、物価に直結する指数を利用することが望ましい。我が国においては、総務省統計局が毎月算出している消費者物価指数（Consumer Price Index: CPI）⁽⁷¹⁾、日本銀行が毎月算出している企業物価指数（旧・卸売物価指数）⁽⁷²⁾と企業向けサービス価格指数⁽⁷³⁾がある。消費者物価指数は、消費者世帯が購入する各種の商品及びサービスの価格が対象となっている。企業物価指数は、物的商品の取引に限定されており、運輸、通信、金融などのサービスの取引は、企業向けサービス指数で取扱われている。

これらの指数のうち、(b) 企業物価指数（旧・卸売物価指数）と企業向けサービス価格指数は、毎月算出され、翌月には公表されるため、貨幣価値の変動を迅速に反映できる点では妥当である。また、(a) 前年同月比でも算出されるため、年間を通じて、貨幣価値の変動を正確に反映することができる。しかし、いずれも、消費者物価指数に比べれば、一般的な物価インフレ指数の代表とは言い難い。また、企業間取引に焦点が当てられており、自然人の行為者に適用することは適切ではない。また、法人についても、当該法人の業務内容がどちらに属するのか、また、両者にまたがる場合にどちらの指数を適用するのかをその都度判断することは、煩瑣に過ぎるため、これらの指数を適用することは妥当でない。

これに対し、(a) 消費者物価指数は、一般的な物価インフレ指数の代表格とされる⁽⁷⁴⁾。また、前年同月比でも算出されるため、年間を通じて、貨幣価値の変動を反映することができる。また、消費者物価指数の算出方法については、一九二五年以降、国際労働統計家会議 (International Committee of Labor Statistician; ICLS) により、四度にわたって国際基準が採択及び改訂されてきた⁽⁷⁵⁾。また、一九八九年には、国際労働機関 (International Labour Organization; ILO) により算出方法に関するマニュアルが初めて作成され⁽⁷⁶⁾、一九九四年には、国際連合統計委員会 (Statistics Committee) によって設置されたオタワグループ (Ottawa Group) により改訂版のマニュアルが策定された⁽⁷⁷⁾。もっとも、一般に、物価指数には、通常、約一%〜二%の上方バイアスが存在するという問題がある⁽⁷⁸⁾。確かに、このような上方バイアスは、厳格には正確性を損ねると言わざるを得ない。しかし、通常、それほど大きな割合ではない上、賦科時と徴収・執行時の比較に利用するものであるから、利用に耐えうると考えられる。また、価格統制などが行なわれると、インフレーションの進行の程度を正確に反映しないという問題もある⁽⁷⁹⁾。しかし、我が国の現在の経済状況においては、価格統制などが考えられないため、利用可能であると思われる。そして、(b) 毎月算出され、翌月には公表されるため、貨幣価値の変動を迅速に反映でき、妥当である。

さらに、この方法が①賦科段階の問題を解決するためにもできるか問題となる。現行法のように、法定刑を貨幣量で示す場合、刻々と変動する貨幣価値にあわせて法改正を行なう必要がある。しかし、これでは、既に見てきたように、煩瑣であり、その改正頻度には立法上限界がある一方、他面で改正頻度を高めなければ、貨幣価値の変動を正確に反映することができず、妥当ではない。また、法定刑が非常に細かい数字になってしまい、わかり難いものとなってしまうことも否めない。

そこで、各犯罪類型において、基準となる「単位」の形で法定刑を表現し、単位の量で判決の言渡しを行なうこととし、貨幣価値の変動に応じて一単位がいくらになるかを政令などで明らかにすることが考えられる⁽⁸⁰⁾。例えば、多額が一〇〇単位とされ、立法時に一単位が一万円とされたとする。立法時に比べて量刑時に消費者物価指数が四%上昇した場合、一単位は一万四〇〇円となり、多額は一〇四万円となる。ここで、被告人に対し、三〇単位の罰金刑が言渡され、立法時に比べて徴収時に三%のインフレーションとなっていたとすると、被告人が徴収時に支払うべき金額は三〇万九〇〇〇円となる。その後、立法時に比べて徴収時に消費者物価指数が二%下落していた場合、被告人が徴収時に支払うべき金額は二九万四〇〇〇円となる。このように、賦科後に消費者物価指数の上昇や下落がどのような順序でどれほどの期間生じようが、支払額は賦科時との貨幣価値の変動で算出されることとなり、利息などは前述のように観念されない。また、利息を観念する必要がないため、計算がさほど煩雑となることもない。

もつとも、この方法に対しては、罪刑法定主義の観点から、刑罰量が法定されているとは言えないとの批判が考えられる。確かに、貨幣による表示ではなく、なじみがない点は否定できない。しかし、単位の量が法定されており、形式的な貨幣量は明らかにされる上、立法府が予定した財産的苦痛の量が実質的に変化するわけではない。また、貨幣価値の変動に迅速に対応することは、公正・公平な刑罰を実現する観点から望ましく、実体的デュー・プロセスに適うと言える。

そして、この方法は、条例においても採用可能である。これに対しては、条例の法定刑を法律及び政令などで調整することが条例制定権（憲法九四条、地方自治法一四条、九六条一項一号）に抵触しないか問題となる。確かに、罰金刑の法定刑を法律で引き上げることが、条例制定権を害することとなる⁽⁸¹⁾。しかし、ここでは、基準となる単位で

示された名目上の法定刑を変化させるものではない上、地方公共団体の議会が予定した財産的苦痛の量を実質的に変化させるものではないから、条例制定権を害するものではないと考えられる。また、条例制定権が「法律の範囲内」との留保を付けられていることから（憲法九四条）、罰金刑の引き上げの際にこれまで置かれてきたように、一定期間内に条例中の罰則規定を改定しない場合、当該規定を無効にすると定めることも許されるため、条例中の罰則規定を単位で表現することが促進されると思われる。従って、条例の罰金刑の規定との整合性も確保できると考えられる。

しかし、「単位」によって法定刑や宣告刑を表現することは、一単位あたりの金額からその貨幣量を導き出すことができるとは言え、金銭の量で表現することに比べて、わかり難いことは否めない。それゆえ、賦科段階において、行為者の行為責任の量を表示・表現することを重視するという表示・表現目的に適うものとは言い難い。従って、「単位」による法定刑や宣告刑の表現は、冒頭で述べた、(2) 公正・公平な量定には適うものの、(1) 罰金刑の目的と相容れず、妥当でない。

そこで、これまでのような貨幣量による法定刑や宣告刑は維持すべきである。その上で、法定刑や宣告刑の金額を法改正のなされた一定時点の貨幣価値によるものとするを刑法総則に規定することで対処すべきである。また、被告人、被害者及び一般国民に誤解を与えないようにするため、罰金刑を判決で言渡す際には、罰金額が法改正のなされた一定時点の貨幣価値によるものであることを主文で述べなければならないようにすべきである。なお、利息を観念する必要がないこと、立法府が予定した財産的苦痛の量が実質的に変化するわけではないこと、条例においても採用可能であることは、「単位」による法定刑や宣告刑の表現と同じである。

この方法は、貨幣価値の変動を何ら調整しない現在の方法に比べて、多少わかり難いことは否定できず、(1) 罰金刑の目的との関係で問題を孕むものの、(2) 時間の経過によっても、公正・公平な量定を行なうことができるという長所を考えれば、導入に値すると思われる。

以上のように、消費者物価指数を利用して、貨幣価値の変動を随時反映することにより、①賦科段階と②徴収・執行段階の両段階を通じて、統一的に、罰金額を貨幣価値の変動に応じて調整するべきであり、それによって、時間の経過によっても、公平・公正な罰金を賦科し、徴収・執行することができる。かかる調整は、量定の第一段階である「行為責任額」においても、量定の第二段階である支払内容の変更の申立てにおいても行なわれなければならない。こうした調整方法は、罰金刑だけでなく、被害弁償命令、費用支払命令などにおいても利用可能であると考えられる。これらの財産的刑事制裁において、貨幣価値の変動による調整を統一的に利用することにより、個々の財産的刑事制裁がどの程度の財産的苦痛を行為者に与えようとしているのかをわかりやすいものとすることができると思われる。

(70) 渡辺・前掲注(31)三六一―二六七頁。

(71) 内田・前掲注(4)一三九、一四六―一四七頁。

(72) 内田・前掲注(4)一三九、一四八―一五一頁。

(73) 内田・前掲注(4)一三九、一五一―一五四頁。

(74) 伊藤隆敏『インフレ・ターゲットインゲ——物価安定数値目標政策』(日本経済新聞社、二〇〇二)一八頁、国際労働機構ほか著・財団法人日本統計協会訳『消費者物価指数マニユアル——理論と実践——』(財団法人日本統計協会、二〇〇五)(五)頁。

(75) 国際労働機構ほか著・前掲注(74)(6)―(7)頁。

- (76) ラルフ・ターヴェイ著・財団法人日本統計協会訳『消費者物価指数ILOマニュアル』(財団法人日本統計協会、一九九〇)。
- (77) 国際労働機構ほか著・前掲注(74)。経緯については、同書(7)頁参照。
- (78) 内田・前掲注(4)一五四―一五六頁。①商品やサービスの価格が上昇した場合に割安な商品やサービスの購入を増加させて対応する代替効果、②新規参入の販売店の割安な価格を十分に反映できないこと、③価格を据え置いたまま品質向上がなされた場合の実質的な価格引下げ効果が十分に反映されないことなどがその理由とされる。
- (79) ドイツ戦間期におけるこのような問題を指摘するものとして、渡辺・前掲注(31)九―一〇頁。
- (80) このような方法を提案するものとして、青木・前掲注(26)一七一―一七三頁。但し、機動的な調整は行わず、罰金額を一・五倍又は二倍にするのが妥当になった時点で、基準単位について法改正することと足りるとする。しかし、機動的に調整を行わないのであれば、時限立法などで法改正を促す方法で足り、このような単位を持ち出す必要性は乏しいものと思われる。
- (81) 中野次雄「罰金等臨時措置法と條例の罰則との関係」自治研究二五卷五号(一九四九)四一頁以下、四四―四六頁、濱邦久「罰金等臨時措置法の改正と條例の罰則との関係について」自治研究四八卷二二号(一九七二)五七頁以下、六五頁。